

室蘭基署発 1119 第 1 号  
令和 2 年 1 1 月 1 9 日

関係団体各位

室蘭労働基準監督署長



### 冬型労働災害の防止について

日頃より、労働災害の防止に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今年も残りわずかとなりましたが、冬季を迎え、雪や凍結路面といった新たな危険源が加わり、冬型の労働災害防止対策を進める必要があります。

当署管内における昨年度冬季(令和元年 12 月から令和 2 年 3 月)の労働災害発生状況をみると、凍結路面を原因とする転倒災害及び交通災害が多数発生しており、特に当該期間に発生した転倒災害の約 66% を、凍結路面を原因とする転倒が占めています。

このような冬季特有の労働災害を防止するために、別添リーフレット「北海道冬季ゼロ災運動」にある対策のポイントに留意いただき、労働災害防止に万全を期されますよう、貴団体の会員事業場の周知に取り組まれるようお願い申し上げます。

※リーフレットは北海道労働局のホームページからダウンロード出来ます。

(掲示場所)

ホーム > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 安全関係 > 労働災害防止について > 冬季災害防止

室蘭労働基準監督署 第 2 方面

〒051-0023

室蘭市入江町 1 番地 1 3

室蘭地方合同庁舎

TEL : 0143-23-6131

FAX : 0143-22-5213

# 北海道冬季ゼロ災運動

～冬季特有の労働災害を防止しよう！～

冬季において、凍結等による転倒、自動車のスリップや吹雪等による視界不良時の交通事故、除雪作業に伴う墜落災害、屋内での内燃機関、練炭ジェットヒーター等の使用による一酸化炭素中毒が発生しています。

「北海道冬季ゼロ災運動」とは、これら冬季特有の労働災害の防止に向けて事業者が行う具体的な取組事項を幅広く水平展開するものです。

労使が協力して「北海道冬季ゼロ災運動」に取り組みましょう。



**取組期間** 令和2年12月1日から令和3年3月31日まで

**主唱者** 北海道労働局・各労働基準監督署（支署）

**実施者** 事業者

**重点災害** 転倒災害、高所における除雪作業災害、交通労働災害、一酸化炭素中毒



## 転倒災害

### 事例 1

**概要 死亡災害** 1月 午後1時発生  
敷地内駐車場を急いで歩行中、圧雪アイスバンの路面で滑って転倒、頭部を強打した。

#### 防止対策

小さな歩幅で、靴の裏全体を地面に着けて急がず、ゆっくりと歩くこと。



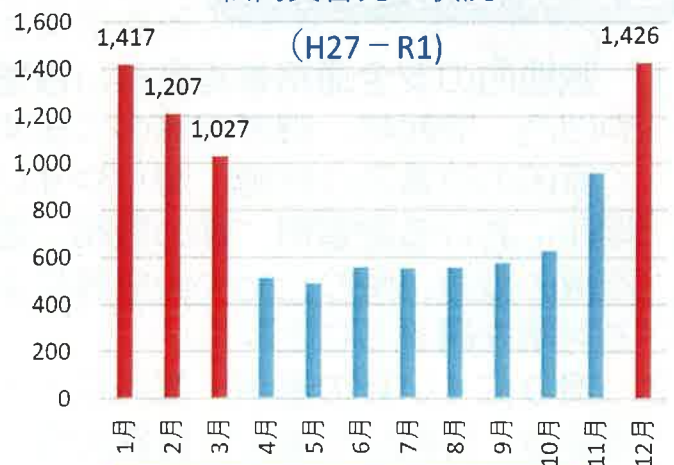
### 事例 2

**概要 休業災害** 2月 午後1時発生  
店舗前の雪かき作業中、雪に足をとられ転倒、右足を強打骨折した。

#### 防止対策

・初めて北海道の冬を経験する者に対して、雪かきの手順等の安全教育を行うこと。

転倒災害発生状況



### こんな場所是要注意！

- 凍結路面
- 再凍結した場所
- 除雪機械等が通過した直後のつるつる路面
- 交差点の手前（横断歩道）
- 薄っすらと雪が積もった道路
- 屋外階段



# 北海道冬季ゼロ災運動取組内容

## 共通事項

- 1 経営トップが冬季ゼロ災に向けた各種対策の実施に積極的に取り組むこと。
- 2 冬季特有の要因を踏まえたリスクの見積りを行い、ハザードマップ等を作成するとともに、リスク低減措置（リスクアセスメント）を講ずること。また、作業開始前のKY（危険予知）活動、災害事例を取り入れた安全衛生教育を実施すること。
- 3 安全衛生管理体制を整備し、安全担当責任者自らが具体的な災害防止活動の管理を行うこと。
- 4 気象情報を事前に把握した上で、これに応じた作業スケジュールを計画すること。  
また、大雪、低温等の警報・注意報発令時の関係者への周知徹底及び落雪のおそれや悪天候時の作業中止基準を策定すること。
- 5 寒冷な作業環境下での長時間労働は避けるほか、屋外作業においては、日照時間が短いことを考慮した作業スケジュールを設定すること。
- 6 初めて北海道の冬を経験する者に対して、冬季用の靴の使用や雪道の歩き方（小さな歩幅で、靴の裏全体を着け、走らずゆっくり歩くこと）、自動車の冬道運転等の安全教育を行うこと。

## 転倒災害防止対策

- 1 敷地内の安全通路を指定し、段差や凹凸、突起物、継ぎ目等のつまづく原因の改善及び除雪、滑りやすい場所における融雪剤、砂の散布、温風機の設置、滑り止めの設置等による対策を講ずること。
- 2 滑りにくい靴の着用、屋内に入る場合は、外靴に付着した靴裏の雪、水分の除去を徹底すること。
- 3 マイクロバス等での通勤時には、乗降の際に降車場所の路面状況を確認するとともに、手すり等を利用して降車すること。
- 4 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインを参考として取組を行うこと。



てんとう防止君の画像データはこのQRコードをスマホで読み取ればダウンロードできますので、PCに転送して活用願います。



北海道労働局冬季転倒災害防止イメージキャラクター  
てんとう防止君

各月毎に「転倒災害ゼロ」を達成したら、てんとう防止君が持っているクローバーの該当月を緑色に塗りつぶします。クローバーすべての葉が緑色になるよう、本運動の「転倒災害防止対策」を参考に、「転倒災害ゼロ」を目指して取り組みましょう！

## 除雪作業に伴う墜落災害防止対策

- 1 作業開始前に除雪する屋根の形状・材質及び軒先の雪庇の状況を確認し、その作業場所に適応した安全な作業方法・作業手順を定め、親綱・ロリップ等を設置するとともに、墜落制止用器具（旧安全帯）を使用すること。
- 2 屋根へ昇降するためのはしごの使用については、上端及び脚部を固定する等の転位防止措置を講ずること。
- 3 屋根の雪下ろし場所周辺には立入禁止区域を設定するとともに、関係労働者以外の立入禁止措置を講ずること。

## 交通労働災害防止対策

- 1 冬道を運転する場合は、路面状況（圧雪・アイスバーン）、天候（吹雪・濃霧等による視界不良）に合わせた速度で走行し、十分な車間距離を確保及び早めブレーキを励行し、危険を予測しながら運転するとともに、早め出発に心がけ、余裕をもった安全運転に努めること。
- 2 運転前に冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）の摩耗の有無について点検を行い、摩耗が認められた場合には、速やかに交換すること。
- 3 走行する道路状況について、交通事故・スリップの危険場所等の情報を収集し、交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）を作成し活用すること。
- 4 道路脇に雪が高く積み上げられている交差点等の見通しの悪い場所では、車両等を発見しずらいため、徐行を心掛けること。



## 一酸化炭素中毒防止対策

- 1 屋内作業場等、自然換気が不十分なところにおいては、内燃機関を有する機械を使用してはならないこと。  
ただし、やむを得ず使用するときは十分な換気を行うとともに、一酸化炭素濃度を継続的に測定し、作業環境を監視すること。
- 2 屋内で練炭、ジェットヒーター等を使用する場合は、関係者以外の立入を禁止するとともに、関係者が立ち入る場合は十分な換気を行い一酸化炭素濃度を測定した後でなければならないことを徹底すること。





## 除雪作業に伴う墜落災害

### 事例 1

**概要 死亡災害** 2月 午前12時 発生  
倉庫の屋根に上がり除雪作業中、屋根から墜落したものの。

#### 防止対策

除雪作業を開始する前に安全な作業方法・作業手順を定め、それに基づいて作業手順書を作成すること。



### 事例 2

**概要 休業災害** 3月 午後1時 発生  
屋根に積もった雪を落とすため、はしごで屋根に上がる際、一段目に足を掛け上っていたところ、はしごが後方に滑り出し、墜落したものの。

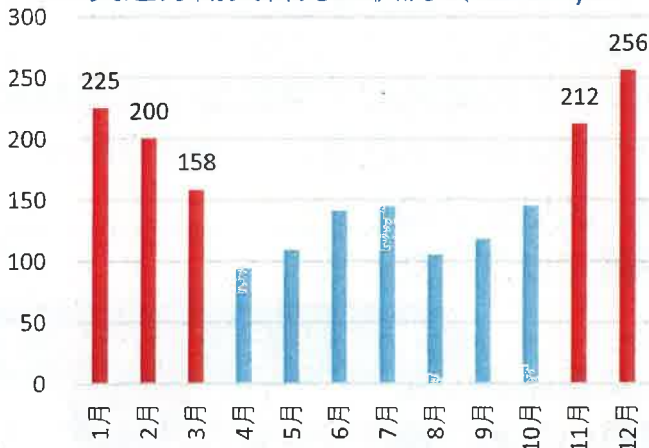
#### 防止対策

屋根の雪下ろし作業開始前に危険予知活動等、労働者に安全教育を行うこと。



## 交通労働災害

交通労働災害発生状況 (H27-R1)



### 事例 1

**概要 死亡災害** 2月 午前11時 発生  
社有車で下りの左カーブを走行中、凍結路面でスリップして対向車線にはみ出し、対向車線を走行中の大型トラックに正面衝突した。

#### 防止対策

運転者は、冬道の運転について危険予知を行い余裕をもって安全運転をすること。



### 事例 2

**概要 休業災害** 2月 午後2時 発生  
急にホワイトアウトに襲われ、視界不良となり、走行中对向車線をはみ出して相手車と正面衝突した。

#### 防止対策

気象情報により警報・注意報を的確に把握し、運行計画、運行経路を変更すること。  
また、走行途中で吹雪等に遭った場合には、ハザードランプを点滅して自車の存在を他車にわかるようにして、状況に応じ安全な場所へ退避すること。



## 一酸化炭素中毒

### 事例

**概要 休業災害 (被災者1名)** 2月 午前11時 発生  
被災者が、乳牛の搾乳小屋の床をエンジン式の高圧洗浄機で洗浄していたところ、一酸化炭素中毒により意識を失い倒れたもの。

#### 防止対策

- ・作業責任者は、作業手順書(換気方法・呼吸用保護具の使用方法・作業手順・災害時の救出方法等)を作成し、労働者を指揮すること。
- ・関係労働者に安全衛生教育等を実施すること。
- ・関係場所入口等に「一酸化炭素中毒危険場所立入禁止」等の表示を行うこと。

